

## 食品安全委員会（第557回会合）議事概要

日 時：平成27年4月14日（火） 14：00～14：54  
場 所：食品安全委員会大会議室  
出席者：熊谷委員長ほか 名出席  
傍聴者：報道 0名、行政機関 0名、一般 3名

### 議事概要

#### （1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「ジメトリダゾール」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「クロサンテル」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「低リグニンアルファルファKK179系統（食品・飼料）」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「NZYM-S0株を利用して生産された $\alpha$ -アミラーゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・薬剤耐性菌「牛及び豚に使用するセフトオフル製剤に係る薬剤耐性菌」に係る食品健康影響評価について

→「ジメトリダゾールについては、DNAとの共有結合残留物が生成される可能性があること、遺伝毒性を示す可能性を判断することはできず、発がん性が示唆されたこと及びADIの設定に適切なNOAEL等が得られなかったことから、ADIを設定できなかった。」

「クロサンテルの一日摂取許容量を0.025 mg/kg 体重/日と設定する。」

「低リグニンアルファルファKK179系統（食品）については、『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」

「低リグニンアルファルファKK179系統（飼料）については、『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」

「NZYM-S0株を利用して生産された $\alpha$ -アミラーゼについては、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

「牛及び豚に使用するセフトオフル製剤に係る薬剤耐性菌については、評価対象動物用医薬品であるセフトオフル製剤が、牛及び豚に使用

された結果としてハザードが選択され、牛及び豚由来の畜産食品を介してヒトがハザードに暴露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できず、総合的にリスクを推定した結果、リスクの程度は中等度であると考えた。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

## （２）食品安全関係情報（３月１４日～３月２７日収集分）について

→事務局から報告。

英国食品基準庁（FSA）が公表した、ハル・ヨーク医科大学がおこなったアステルパームに関する調査研究の結果の概要等について報告。

## （３）「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成２７年３月分）について

→事務局から報告。